

福島県地域公共交通計画【概要版】

■ 地域公共交通計画とは

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく計画であり、「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにし、「まちづくりの取組との連携・整合」などを確保する「**地域公共交通のマスタープラン**」としての役割を果たすものです。

■ 計画策定の背景

地域公共交通は、県民の日常生活の足として重要な役割を果たしていますが、人口減少の進行など取り巻く環境が大きく変化しており、利用者が減少しています。

本県の人口は、今後も減少することが見込まれているものの、人口に占める高齢者の割合は増え続けていることや、県立高校統合による学生の通学範囲の拡大が見込まれることなどから、日常生活等の移動手段として、また、持続可能な地域社会を創り上げていくためにも、地域公共交通の役割は一層重要になることが予想されるため、引き続き適切に確保・維持していくことが必要です。

このような背景を踏まえて、**地域公共交通を確保・維持するための基本的な方針や目標、取組の方向性等を示す「福島県地域公共交通計画」を策定**するものです。

■ 計画の区域、対象及び期間

区域	福島県全域
対象	主に市町村をまたいで運行する 広域的・幹線的な地域公共交通（鉄道（在来線・地域鉄道）・広域路線バス・高速バス）
期間	令和6年度（2024年度）～令和12年度（2030年度）

■ 計画の推進体制

福島県地域公共交通活性化協議会及び同地域部会において、定期的に進捗状況の確認を行うとともに、目標に対する評価指標などの検証・モニタリングを行い、必要に応じ改善策を検討します。

1. 本県の地域公共交通を取り巻く現状と課題

高齢者や高校生を始めとした県民の移動ニーズに対応した広域的な路線バスの確保・維持が必要

- 高齢化の進展により、令和32年には**県民の約2人に1人が65歳以上**となる見込みです。更なる高齢化の進展に伴い、広域的な通院ニーズの増加が見込まれることから、通院ニーズに対し、適切に対応することが求められます。
- 出生率の低下などを要因として、県内の中学校卒業見込者数は、令和5年と比べて、令和10年には**約1,900人減少する見込み**です。**県立高校の統合も進められており**、広域的な通学ニーズの増加が見込まれるため、安全・安心に通学できる環境確保に向け、適切に対応することが求められます。
- 一方、人口減少等を背景に乗合バスの利用者数は減少傾向にあります。特に国庫補助を受けて運行する広域路線バス（地域間幹線系統）では、**国の緩和措置が終了すると補助要件を満たさず補助を受けられなくなるため、運行を継続できなくなる路線が発生するおそれ**があります。

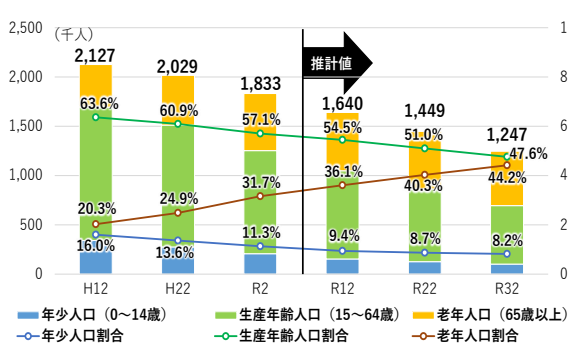


図 年齢3区分別人口及び構成割合の推移

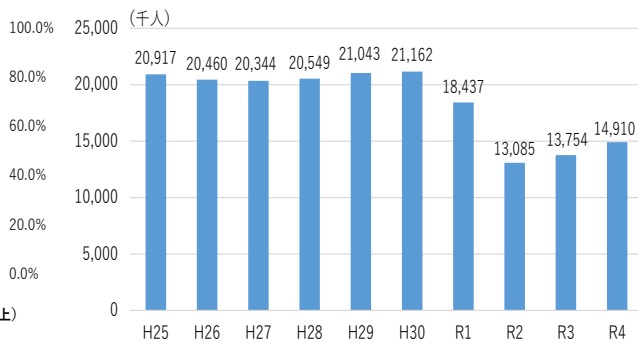


図 乗合バスの輸送人員（路線バス・高速バス）

市町村間・圏域間・県境間の移動を支える鉄道の確保・維持が必要

- 鉄道も路線バスと同様に利用者数が減少傾向にあります。特に第三セクター鉄道については、県や市町村の負担額が大幅に増加しており、**今後も利用者数の減少や物価高の影響などを要因として、県及び市町村の負担は更に大きくなるものと想定**されます。
- 利用促進に向けた各種取組・検討を引き続き展開するとともに、新たな国の制度の活用も検討に入れつつ、適切に確保・維持を図ることが必要です。

生活交通及び観光交通の両面から高速バスの適切な確保・維持が必要

- 県内発着の高速バスの利用者数は、東北地方の中で、人口規模の多い宮城県に次いで多くなっていますが、**新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等から利用者が大幅に減少**しており、十分な収益が確保できていない状況となっているため、今後の確保・維持に向けた検討を進める必要があります。

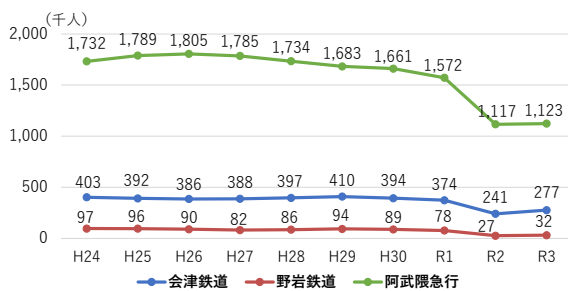


図 第三セクター鉄道の輸送人員の推移

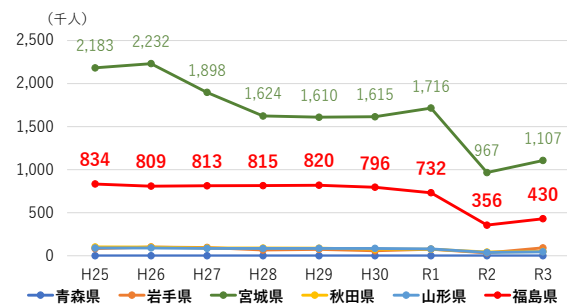


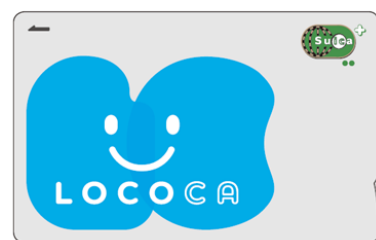
図 高速バスの輸送人員の推移

データ利活用による運行計画等への検討・反映が必要

- 令和6年春以降、県内の多くの路線バスにおいて、交通系ICカードを始めとする**キャッシュレス決済での利用が可能**となることを契機に、定量的な分析に基づく運行計画の検討・整理や、利用実績データに基づく検証・モニタリングによる改善など、運営体制の好循環へとつなげることが必要です。

キャッシュレス決済の利用促進による利便性向上が必要

- 路線バスへのキャッシュレス決済の導入により、利用者の利便性向上や本県の観光振興につながることを期待されることから、**キャッシュレス決済の利用促進**や、今後の新たな動向も的確に把握し、利用者の時代のニーズに合った手法を導入することで、利便性を高めていくことが必要です。



地域公共交通のオープンデータ化の推進及びデータ利活用による情報発信の強化が必要

- 地域公共交通に係る運行情報の標準的なデータ化（GTFSデータ）を促進することで、スマートフォン上での地域公共交通の経路検索が容易になるなど、利用促進が期待されますが、県内では**路線バス事業者及び市町村でのGTFSデータ化が進んでいない状況**にあるため、データ作成を促すとともに、オープンデータ化等を行うことにより、利用者に対する情報発信の強化を図ることが必要です。

自家用車以外の移動手段の選択肢として、地域公共交通の利用に対する県民意識の醸成が必要

- 本県の人口10万人当たりの自家用車の保有台数は、東北6県の中でも多い数値となっており、また、1世帯当たりの保有台数も高く、**他県に比べて自家用車に対する依存が高い状況**にあります。
- **高校生の通学手段は、1割程度を「保護者の送迎」**が占めており、地域公共交通の利用低下の要因になっているものと考えられます。県民1人1人が地域公共交通に対する意識を高め、移動手段の一つとして地域公共交通を選択し、利用する意識醸成を図ることが必要です。

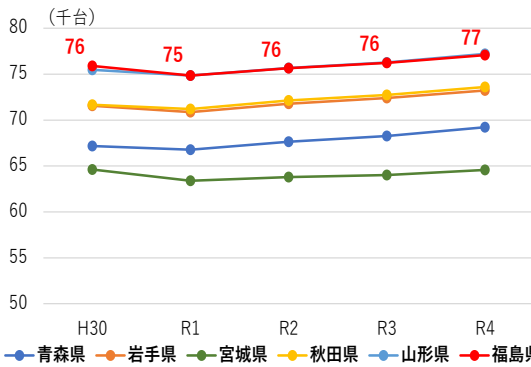


図 自家用車の保有状況(対人口10万人)

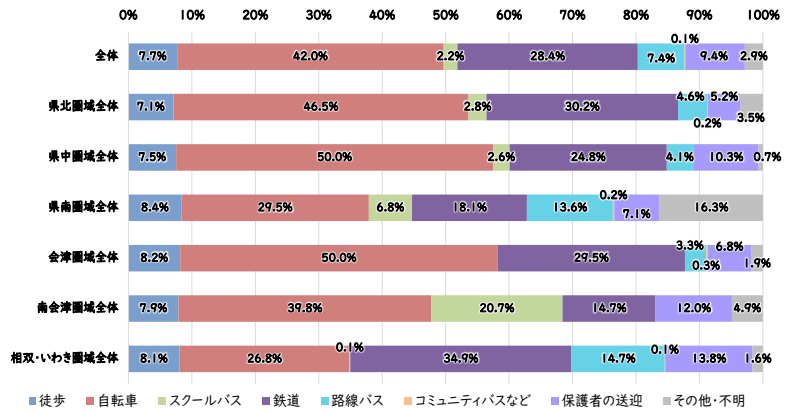


図 高校の通学手段(夏季)

市町村における主体的な計画策定、県計画との適切な連携・役割分担が必要

- 令和5年12月末時点において、**59市町村中37市町村が地域公共交通計画未策定**であり、地域公共交通に関する市町村としての方針等が定められていない状況です。
- 県民生活を支える地域公共交通を確保・維持するためには、県民に最も身近な基礎自治体である市町村が地域公共交通に係る方針等を定めることが重要であることから、計画策定を促すことが必要です。

市町村に対する支援(講師招へいによる勉強会の開催や各種情報の水平展開等)が必要

- 地域公共交通の確保・維持に取り組む上で、「調査・検討等に係る財政的な支援」のほか、「公共交通に係る専門家等の派遣」、「公共交通等の制度等に関する勉強会の開催」など、**技術的な支援を求める回答が市町村から出されている**ため、勉強会等の開催や県内外の事例などの各種情報の水平展開を推進し、市町村における主体的な取組を支援することが必要です。

乗務員の確保による地域公共交通サービスの安定的な運営基盤の構築が必要

- バス事業者の乗務員数は減少傾向にあり、また近い将来に定年退職を迎える年齢層がボリュームゾーンとなっているため、**乗務員不足の深刻化**が見込まれます。今後も安定的に地域公共交通サービスを提供するためにも、関係者が連携して喫緊の課題であるバス事業者における乗務員確保を進め、安定的な運営基盤を構築することが必要です。

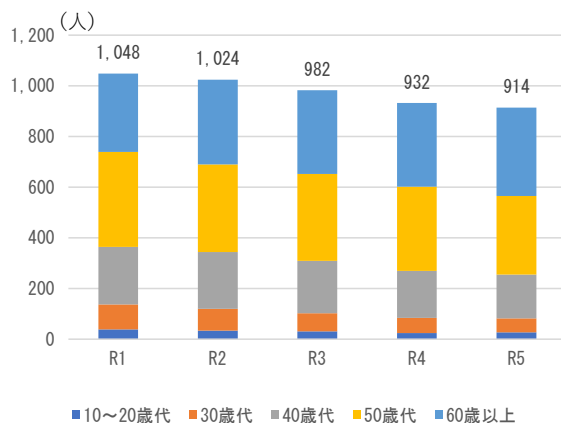


図 県内バス事業者における乗務員の推移

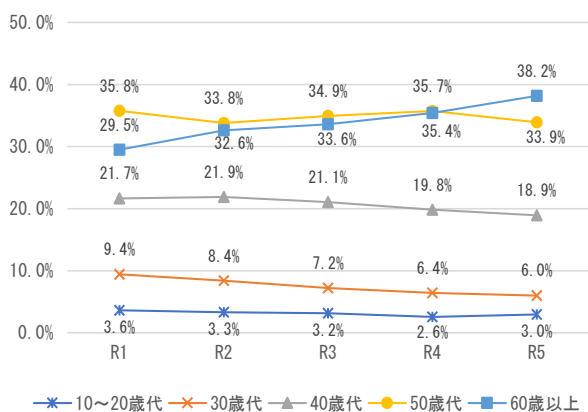


図 乗務員の年齢構成割合の推移

2. 基本理念・基本方針、計画の目標

基本理念

活力ある持続可能な地域社会の実現に寄与する地域公共交通

基本方針①

安心・快適に暮らし続けることができる広域的な地域公共交通

基本方針②

誰もが分かりやすい・やさしい・利用しやすい地域公共交通

基本方針③

それぞれの関係者が主役となってみんなで支える地域公共交通

目標① 県民や来訪者が安心しておでかけできる地域公共交通ネットワークを構築する

県民や来訪者等が安心しておでかけできるよう、広域的な移動ニーズに合わせて、地域公共交通ネットワークを構築するとともに、移動ニーズの変化等に合わせて適切に見直し等を行い、持続可能な交通サービスを確保・維持します。

指標	現況値	目標値
乗合バスの年間利用者数	14,910千人/年	16,145千人/年
第三セクター鉄道の年間利用者数	562千人	767千人
広域路線バス(地域間幹線系統)に対する県の公的負担額	150,559千円/年	152,436千円/年

目標② 様々な移動手段がシームレスにつながり、利用しやすい環境を整える

交通モード間やそれぞれの路線間が物理的にも、情動的にもシームレス(継ぎ目なく)につながり、一体性の高い地域公共交通ネットワークを構築するとともに、誰もが地域公共交通を円滑に利用でき、安心して快適な利便性の高い利用環境を整えます。

指標	現況値	目標値
利用可能な路線バスにおけるキャッシュレス決済の利用率	—	90%以上
バス事業者及び市町村におけるオープンデータ化割合	20.8%	100%
鉄道駅のエレベーター設置率	86.7%	100%

目標③ 将来にわたり地域公共交通サービスを提供し続けられる運営・運行体制を整える

地域公共交通に関わるそれぞれが主体となって、“自分ごと”として地域公共交通を捉える意識づくりを進め、安定的に地域公共交通サービスを提供し続けることができる、強固な事業環境を整えます。

指標	現況値	目標値
市町村の地域公共交通計画策定率	37.3%	100%
乗合バスの運行本数に対する乗務員の充足率	91.2%	100%

目標④ 交通・他分野の様々な主体が連携・協働(共創)して地域公共交通を支える体制をつくる

交通事業者間や市町村間との連携及び他分野との連携・協働(共創)を行い、利用者にとって利便性及び魅力の高い地域公共交通サービスを提供するとともに、県全体で地域公共交通を支える体制づくりを進めます。

指標	現況値	目標値
広域路線バス(地域間幹線系統)の収支率	37.4%	48.4%
奥会津地域住民が、JR只見線を地域のシンボルと認識している割合	—	80%以上
交通ネットワークや情報基盤が十分に整備された地域に住んでいると回答した県民の割合	31.9%	66%以上

3. 目標達成のための施策及び事業

施策1 広域的な地域公共交通の確保・維持

事業No.	事業名	概要	実施主体
事業1-1	広域的な地域公共交通に対する継続的な支援	国との協調補助による財政的な支援や、県単独補助を継続的に実施し、広域的な地域公共交通の確保・維持を図ります。	国、県、市町村
事業1-2	広域的な路線バスの再編・見直しの実施	広域路線バス(地域間幹線系統)の確保・維持に向けて、課題の大きい路線を対象として、一定の利用が見込めることと、効率的な運行であることのバランスがとれた運行内容に再編・見直しを実施します。	バス事業者、県、市町村
事業1-3	鉄道の適切な確保・維持に向けた設備整備等の実施	鉄道の確保・維持に向けて、各鉄道の利活用を推進するとともに、鉄道とバスネットワークの連携強化や、鉄道の安全性の向上に資する設備整備を計画的に実施します。	鉄道事業者、県、市町村
事業1-4	高速バスの適切な確保・維持に向けた検討	急激な利用者減少により事業継続が困難となるおそれがある等緊急時において、支援が必要であると認められる場合には、国の財源を活用するなどして支援を検討します。	バス事業者、県、市町村

施策2 交通ネットワークをつなぐ接続環境等の整備

事業No.	事業名	概要	実施主体
事業2-1	接続性の向上及び関係者による情報共有スキームの構築	○鉄道駅等の交通拠点で公共交通を乗り継いで目的地へ移動できるよう、乗場設定やダイヤ調整等の検討を行います。 ○地域公共交通同士のダイヤ接続性を維持・向上するため、交通事業者間での情報共有に向け、県や市町村が仲介役として事業者働きかけ、関係性の構築を支援します。	県、交通事業者、市町村
事業2-2	交通拠点の利用環境整備の推進	○鉄道駅等の主要な交通拠点において、交通結節機能を備えた総合案内板、乗場案内サイン、バス停盤面等の整備・改善(多言語化含め)を推進します。 ○バリアフリー化の推進に向けた国の制度の活用、活用方法の関係者への助言や、鉄道駅へのエレベーター設置に要する費用を負担する市町村に対する支援を継続的に実施します。	交通事業者、国、県、市町村
事業2-3	車両購入(バリアフリー)に対する継続的な支援	歩行が困難な方やベビーカー保持者等、誰もが利用しやすい車両の購入について、バス車両を購入する交通事業者に対し、継続的に支援します。	国、県

施策3 デジタル技術を活用した地域公共交通サービスの効率化・利便性向上

事業No.	事業名	概要	実施主体
事業3-1	地域公共交通のオープンデータ化及びデータ利活用による情報発信強化	<p>○県内のバス路線の運行情報等のGTFS-JPデータ作成及びオープンデータ化に向けて、「(仮称)福島県版公共交通データ基盤(プラットフォーム)」の構築検討を行います。</p> <p>○交通事業者及び市町村におけるGTFS-JPデータ作成促進やMaaSの展開推進のため、関係者による意見交換や勉強会等の開催など、技術的な支援を行うとともに、GTFS-JPデータ等を活用した複数交通モードの一体的な情報発信等、活用方法の検討を行います。</p>	県、交通事業者、市町村
事業3-2	キャッシュレス決済の普及	<p>○路線バスのキャッシュレス決済の普及を促進し、利便性向上による利用の増加や、現金收受・両替解消による運行の定時性確保、バス運転手の負担軽減を図ります。</p> <p>○データを活用した運行ダイヤの改善・効率化、地元商店街等と連携したポイント付与による地域経済の活性化などを目指します</p>	バス事業者、県、市町村

施策4 効率的・持続的な運営・運行体制の確立

事業No.	事業名	概要	実施主体
事業4-1	地域公共交通に係る利用実績データの利活用方策の確立	ICカードから得られる日常的な利用実績などのデータについて、地域公共交通の取組の検証や、効率的な運行への見直しの検討材料等として活用するなど、有効・有益な活用方策の検討を進めます。	交通事業者、県、市町村
事業4-2	地域公共交通の確保・維持、活性化に向けた新技術活用の研究	<p>○AIやICTなどの新たな技術の活用に関して、事業者間での情報共有を図る仕組みづくりや、先進事例の収集・情報提供などを行います。</p> <p>○実証運行に要する経費に対する支援の継続的な実施や、これらに関する情報について、市町村や交通事業者へのヒアリングを実施し、他の交通事業者・市町村への情報共有を行います。</p>	交通事業者、県、市町村
事業4-3	市町村及び圏域における計画策定等に係る支援	<p>○市町村及び圏域における地域公共交通計画の策定に当たり、計画策定等に要する費用に対する支援を継続します。</p> <p>○様々な課題解決に取り組む人材を育成するための勉強会等を開催するとともに、必要な支援策を実施します。</p>	国、県
事業4-4	乗務員確保の推進	<p>○大型二種免許取得に係る支援のほか、合同就職説明会の開催支援や積極的な情報発信などを行います。</p> <p>○交通事業者や関係団体との意見交換などを行い、乗務員の確保に向けて、労働環境等の改善や、業界のイメージアップに向けた方策などを検討します。</p>	交通事業者、県、市町村

施策5 全県的な地域公共交通の利用に対する意識醸成の推進

事業No.	事業名	概要	実施主体
事業5-1	地域・企業・学校等と連携したモビリティ・マネジメントの推進	<p>○「モビリティ・マネジメント手法」を用いて、地域や企業・学校等と協働しながら取組を検討・実施します。</p> <p>○地域公共交通に親しみを持ってもらう「マイレール・マイバス意識」の醸成を図ります。</p> <p>○「バス・鉄道利用促進デー」を継続的に実施し、定期的な実施内容の見直しを行うとともに、運転免許証返納者支援事業の周知強化を図るほか、県内のモビリティ・マネジメントの取組を県全体で情報共有や水平展開します。</p>	県、市町村、交通事業者、地域の利用者

○事業の実施スケジュール

施策	事業	R6年	R7年	R8年	R9年	R10年	R11年	R12年
施策1：広域的な公共交通の確保・維持	事業1-1：広域的な地域公共交通に対する継続的な支援	実施(継続)						
	事業1-2：広域的な路線バスの再編・見直しの検討	計画・準備	実施				評価検証・見直し	
	事業1-3：鉄道の適切な確保・維持に向けた設備整備等の実施	計画・準備	実施				評価検証・見直し	
	事業1-4：高速バスの適切な確保・維持に向けた検討	必要に応じて検討						
施策2：交通ネットワークを繋ぐ接続環境等の整備	事業2-1：接続性の向上及び関係者間における情報共有スキームの構築	調査・検討		実施				
	事業2-2：交通拠点の利用環境整備の推進	実施(継続)						
	事業2-3：車両購入(バリアフリー対応)に対する継続的な支援	実施(継続)						
施策3：デジタル技術を活用した公共交通サービスの効率化・利便性向上	事業3-1：地域公共交通のオープンデータ化及びデータ利活用による情報発信強化	計画・準備		実施				
	事業3-2：キャッシュレス決済の普及	実施(継続)						
施策4：効率的・持続的な運営・運行体制の確立	事業4-1：地域公共交通に係る利用実績データの利活用方策の確立	調査・検討		実施				評価検証・見直し
	事業4-2：地域公共交通の確保・維持、活性化に向けた新技術活用の研究	調査・実施						
	事業4-3：市町村及び圏域における計画策定等に係る支援	実施(継続)					評価検証・見直し	
	事業4-4：乗務員確保の推進	実施						
施策5：全県的な公共交通の利用に対する意識醸成の推進	事業5-1：地域・企業・学校等と連携したモビリティ・マネジメントの推進	計画・準備		実施				
		評価検証・見直し						

○施策体系

【ふくしまの将来の姿】
「ひと」「暮らし」「しごと」
が調和しながら
シンカ（深化、進化、新化）
する豊かな社会

【基本理念】
活力ある持続可能な地域社会の実現に寄与する地域公共交通

基本方針①
安心・快適に暮らし続けることができる広域的な地域公共交通

基本方針②
誰もが分かりやすい・やさしい・利用しやすい地域公共交通

基本方針③
それぞれの関係者が主役となってみんなで支える地域公共交通

本県の地域公共交通を取り巻く課題

- 高齢者や高校生を始めとした県民の移動ニーズに対応した広域的な路線バスの確保・維持が必要
- 市町村間・圏域間・県境間の移動を支える鉄道の確保・維持が必要
- 生活交通及び観光交通の両面から高速バスの適切な確保・維持が必要
- データ利活用による運行計画等への検討・反映が必要
- 広域的な地域公共交通と各市町村の域内交通との連携強化が必要
- 利用者が安心・快適に地域公共交通及び駅等拠点施設を利用することができる利用環境の充実が必要
- キャッシュレス決済の利用促進による利便性向上が必要
- 地域公共交通のオープンデータ化の推進及びデータ利活用による情報発信の強化が必要
- アフターコロナの観光需要やビジネスでの来訪者を確実に取り込むため、便利で利用しやすい地域公共交通の充実が必要
- 自家用車以外の移動手段の選択肢として、地域公共交通の利用に対する県民意識の醸成が必要
- 市町村における主体的な計画策定、県計画との適切な連携・役割分担が必要
- 交通モード間や事業者間、異業種間などでの連携・協働（共創）による、人的・物的資源の有効活用が必要
- 市町村に対する支援（講師招へいによる勉強会の開催や各種情報の水平展開等）が必要
- 乗務員の確保による地域公共交通サービスの安定的な運営基盤の構築が必要

計画の目標と達成に向けた施策

目標①県民や来訪者が安心しておでかけできる地域公共交通ネットワークを構築する

施策1 広域的な地域公共交通の確保・維持

- 事業1-1 広域的な地域公共交通に対する継続的な支援
- 事業1-2 広域的な路線バスの再編・見直しの実施
- 事業1-3 鉄道の適切な確保・維持に向けた設備整備等の実施
- 事業1-4 高速バスの適切な確保・維持に向けた検討

目標②様々な移動手段がシームレスにつながり、利用しやすい環境を整える

施策2 交通ネットワークをつなぐ接続環境等の整備

- 事業2-1 接続性の向上及び関係者による情報共有スキームの構築
- 事業2-2 交通拠点の利用環境整備の推進
- 事業2-3 車両購入（バリアフリー対応）に対する継続的な支援

施策3 デジタル技術を活用した地域公共交通サービスの効率化・利便性向上

- 事業3-1 地域公共交通のオープンデータ化及びデータ利活用による情報発信強化
- 事業3-2 キャッシュレス決済の普及

目標③将来にわたり地域公共交通サービスを提供し続けられる運営・運行体制を整える

施策4 効率的・持続的な運営・運行体制の確立

- 事業4-1 地域公共交通に係る利用実績データの利活用方策の確立
- 事業4-2 地域公共交通の確保・維持、活性化に向けた新技術活用の研究
- 事業4-3 市町村及び圏域における計画策定等に係る支援
- 事業4-4 乗務員確保の推進

目標④交通・他分野の様々な主体が連携・協働（共創）して地域公共交通を支える体制をつくる

施策5 全県的な地域公共交通の利用に対する意識醸成の推進

- 事業5-1 地域・企業・学校等と連携したモビリティ・マネジメントの推進
- 事業5-2 接続性の向上及び関係者による情報共有スキームの構築（再掲）

計画に対するお問い合わせ先

福島県地域公共交通活性化協議会（事務局：福島県生活環境部生活交通課）

TEL：024-521-7177 FAX：024-521-7887